

## 中間財務諸表等（民間会計基準準拠）

### 総括

#### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表(民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表)は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成 14 年 4 月 1 日 至平成 14 年 9 月 30 日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成 15 年 4 月 1 日 至平成 15 年 9 月 30 日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

#### 2. 監査証明について

当行は、証券取引法第 193 条の2の規定に準じて、第 4 期中間会計期間(平成 14 年 4 月 1 日から平成 14 年 9 月 30 日まで)及び第 5 期中間会計期間(平成 15 年 4 月 1 日から平成 15 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。

#### 3. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年1月6日

国際協力銀行  
総裁 篠沢 恭助 殿

中央青山監



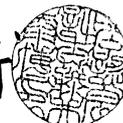
代表社員  
関与社員 公認会計士

細野 康弘



代表社員  
関与社員 公認会計士

藤井 泰博



代表社員  
関与社員 公認会計士

佐々木 貴司



当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 中間財務諸表等

### (1) 中間財務諸表

#### 中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第4期中間会計期間末 貸借対照表 (平成14年9月30日)		第5期中間会計期間末 貸借対照表 (平成15年9月30日)		第4期末 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	824,635	3.79	591,804	2.80	288,284	1.35
有 価 証 券	122,748	0.56	122,852	0.58	122,912	0.58
貸 出 金 1,2,3,4,5,6,8	20,311,523	93.26	19,385,247	91.75	20,164,343	94.70
そ の 他 資 産 12	312,158	1.43	562,852	2.66	367,673	1.73
動 産 不 動 産 10	28,793	0.13	27,637	0.13	28,449	0.13
債 券 繰 延 資 産	2,614	0.01	2,288	0.01	2,267	0.01
支 払 承 諾 見 返	577,340	2.65	680,401	3.22	629,082	2.95
貸 倒 引 当 金	399,044	1.83	243,600	1.15	308,163	1.45
資 産 の 部 合 計	21,780,769	100.00	21,129,483	100.00	21,294,849	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第4期中間会計期間末 貸借対照表 (平成14年9月30日)		第5期中間会計期間末 貸借対照表 (平成15年9月30日)		第4期末 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券	1,666,049	7.65	1,655,889	7.84	1,589,084	7.47
借 用 金	11,928,564	54.77	10,809,174	51.16	11,218,681	52.69
そ の 他 負 債 9	405,863	1.86	292,930	1.39	321,126	1.51
賞 与 引 当 金	824	0.01	943	0.00	754	0.00
退 職 給 付 引 当 金	16,055	0.07	18,063	0.08	18,090	0.08
支 払 承 諾	577,340	2.65	680,401	3.22	629,082	2.95
負 債 の 部 合 計	14,594,696	67.01	13,457,401	63.69	13,776,818	64.70
資 本 金	7,346,844	33.73	7,548,844	35.73	7,489,844	35.17
国際金融等勘定資本金	985,500		985,500		985,500	
海外経済協力勘定資本金	6,361,344		6,563,344		6,504,344	
利 益 剰 余 金 11	160,771	0.74	123,237	0.58	28,186	0.13
国際金融等勘定準備金	608,336		638,582		608,336	
海外経済協力勘定積立金	280,719		20,667		280,719	
中間(当期)未処理損失	1,049,827		536,012		860,868	
資 本 の 部 合 計	7,186,072	32.99	7,672,081	36.31	7,518,031	35.30
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	21,780,769	100.00	21,129,483	100.00	21,294,849	100.00

中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第4期中間会計期間 損益計算書 (自 平成14年4月 1日 至 平成14年9月30日)		第5期中間会計期間 損益計算書 (自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日)		第4期 要約損益計算書 (自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日)	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
<b>経 常 収 益</b>	<b>280,100</b>	<b>100.00</b>	<b>267,363</b>	<b>100.00</b>	<b>574,919</b>	<b>100.00</b>
資金運用収益	276,977		263,800		568,783	
(うち貸出金利息)	(264,653)		(238,616)		(533,388)	
(うち有価証券利息配当金)	(590)		(965)		(2,659)	
役務取引等収益	2,996		3,149		5,934	
その他経常収益	126		412		201	
<b>経 常 費 用</b>	<b>205,413</b>	<b>73.34</b>	<b>179,619</b>	<b>67.18</b>	<b>406,259</b>	<b>70.66</b>
資金調達費用	189,173		159,481		372,503	
役務取引等費用	802		1,100		4,981	
その他業務費用	2,535		5,740		947	
営業経費用 <sup>1</sup>	12,550		12,988		27,425	
その他経常費用	351		308		401	
<b>経 常 利 益</b>	<b>74,687</b>	<b>26.66</b>	<b>87,743</b>	<b>32.82</b>	<b>168,659</b>	<b>29.34</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>96,944</b>	<b>34.61</b>	<b>37,560</b>	<b>14.05</b>	<b>191,948</b>	<b>33.39</b>
政府交付金収入 <sup>3</sup>	-		15,000		-	
その他	96,944		22,560		191,948	
<b>特 別 損 失</b>	<b>855,641</b>	<b>305.48</b>	<b>6</b>	<b>0.00</b>	<b>855,659</b>	<b>148.84</b>
円借款関連損失 <sup>2</sup>	855,616		-		855,616	
その他	25		6		43	
<b>中 間 ( 当 期 ) 純 利 益 ( は 中 間 ( 当 期 ) 純 損 失 )</b>	<b>684,009</b>	<b>244.21</b>	<b>125,297</b>	<b>46.87</b>	<b>495,051</b>	<b>86.11</b>
<b>前 期 繰 越 損 失</b>	<b>365,817</b>		<b>661,309</b>		<b>365,817</b>	
<b>中 間 ( 当 期 ) 未 処 理 損 失</b>	<b>1,049,827</b>		<b>536,012</b>		<b>860,868</b>	

中間キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別		
	第4期中間会計期間 (自 平成14年4月 1日 至 平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自 平成15年4月 1日 至 平成15年9月30日)	第4期 (自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日)
<b>. 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
中間(当期)純利益(は中間(当期)純損失)	684,009	125,297	495,051
減価償却費	785	715	1,593
貸倒引当金の増減( )額	88,782	64,563	179,664
投資損失引当金の増減( )額	1,119	-	1,119
賞与引当金の増減( )額	227	188	158
退職給付引当金の増減( )額	31	26	2,065
資金運用収益	267,565	263,800	568,783
資金調達費用	189,173	159,481	372,503
有価証券関連損益( )	1,468	186	1,520
為替差損益( )	4,185	117,675	12,049
動産不動産処分損益( )	15	263	31
貸出金の純増( )減	1,318,985	441,632	1,395,069
債券の純増減( )	138,700	120,000	51,465
借入金金の純増減( )	345,914	409,506	1,055,797
預け金(現金同等物を除く)の純増( )減	373,546	323,583	247,161
資金運用による収入	271,639	359,739	551,275
資金調達による支出	185,759	158,496	396,384
その他	<u>2,068</u>	<u>145,770</u>	<u>8,414</u>
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>31,925</b>	<b>41,095</b>	<b>77,589</b>
<b>. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	234	239	474
有価証券の売却による収入	116	50	189
動産不動産の取得による支出	139	547	629
動産不動産の売却による収入	<u>26</u>	<u>329</u>	<u>37</u>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>231</b>	<b>407</b>	<b>876</b>
<b>. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
政府出資の受入れによる収入	76,100	59,000	219,100
国庫納付の支払額	<u>23,165</u>	<u>26,008</u>	<u>30,400</u>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>52,934</b>	<b>32,991</b>	<b>188,699</b>
<b>. 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<b>. 現金及び現金同等物の増減額</b>	<b>20,776</b>	<b>8,511</b>	<b>110,233</b>
<b>. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<u>7,437</u>	<u>117,669</u>	<u>7,437</u>
<b>. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高</b>	<b>28,213</b>	<b>109,157</b>	<b>117,669</b>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左	同 左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、一般的な利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同 左  (2) ソフトウェア 同 左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 同 左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可	(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権について	(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可

	第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
	<p>能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,265百万円であります。</p>	<p>は、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,468百万円であります。</p>	<p>能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,870百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理し</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理し</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度に一括して費用処理しております。</p>

	第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
	ております。 また、退職給付引当金には、 役員に係る引当金が含まれてお ります。	ております。 また、退職給付引当金には、 役員に係る引当金が含まれてお ります。	数理計算上の差異：その発生 年度に一括して費用処理し ております。 また、退職給付引当金には、 役員に係る引当金が含まれてお ります。
5. 外貨建資 産及び負 債の本邦 通貨への 換算基準	外貨建資産・負債については、中 間決算日の為替相場による円換算 額を付しております。	外貨建資産・負債については、中 間決算日の為替相場による円換算 額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につ きましては、前事業年度は「銀行 業における外貨建取引等の会計処 理に関する会計上及び監査上の取 扱い」(日本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第25号。以下「業 種別監査委員会報告第25号」と いう。)による経過措置を適用して おりましたが、当中間会計期間か らは、同報告の本則規定に基づき 資金調達通貨(邦貨)を資金運用通 貨(外貨)に変換する等の目的で行 う通貨スワップ取引及び為替スワ ップ取引等については、ヘッジ会 計を適用しております。なお、当 該ヘッジ会計の概要につきましては 、「6. ヘッジ会計の方法」に記載 しております。 この結果、従来、期間損益計算 していた当該通貨スワップ取引及 び為替スワップ取引等を時価評価 し、正味の債権及び債務を中間貸 借対照表に計上したため、従来 の方法によった場合と比較して、「そ の他資産」は167,255百万円増加、 「その他負債」は167,255百万円 増加しております。なお、この変 更に伴う損益への影響はありません。	外貨建資産・負債については、決 算日の為替相場による円換算額を 付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につ きましては、従来、「銀行業における 外貨建取引等の会計処理に関する 当面の会計上及び監査上の取扱 い」(日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第20号)を適用し ておりましたが、当事業年度から、 「銀行業における外貨建取引等の 会計処理に関する会計上及び監査 上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号) を適用しております。 また、先物為替取引等に係る円 換算差金については、貸借対照表 上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引につ いては、日本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第25号に規定する 経過措置にもとづき、債権元本相 当額および債務元本相当額の決算 日の為替相場による正味の円換算 額を貸借対照表上に計上し、異種 通貨間の金利差を反映した直先差 金は直物外国為替取引の決済日の 属する期から先物外国為替取引の 決済日の属する期までの期間にわ たり発生主義により損益計算書に 計上するとともに、決算日の未収 収益または未払費用を計上して おります。なお、資金関連スワッ プ取引とは、異なる通貨での資金調 達・運用を動機として行われ、当 該資金の調達又は運用に係る元本 相当額を直物買為替又は直物売為 替とし、当該元本相当額に将来支 払うべき又は支払を受けるべき金 額・期日の確定している外貨相当 額を含めて先物買為替又は先物売

	第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)
			<p>為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会第 25 号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p>
6. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段---金利スワップ ヘッジ対象---貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p>	(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段---金利スワップ ヘッジ対象---貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p>

	第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)
		<p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「業種別監査委員会報告第 25 号」による経過措置を適用しては、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p>	
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左
8. (中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。
9. その他(中間)財務諸表作成のための重要な事項	_____	_____	財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当会計年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(追加情報)

第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用していましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて、先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本</p>		

<p>第4期中間会計期間  (自 平成14年4月1日  至 平成14年9月30日)</p>	<p>第5中間会計期間  (自 平成15年4月1日  至 平成15年9月30日)</p>	<p>第4期  (自 平成14年4月1日  至 平成15年3月31日)</p>
<p>相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 4 期中間会計期間末 (平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間末 (平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期末 (平成 15 年 3 月 31 日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国際金融等勘定 2,641 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 230,847 百万円及び海外経済協力勘定 99,212 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 34,328 百万円及び海外経済協力勘定 66,335 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 286,012 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分に</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国際金融等勘定 130 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 240,189 百万円及び海外経済協力勘定 51,584 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 10,463 百万円及び海外経済協力勘定 19,338 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 418,988 百万円及び海外経済協力勘定 765,930 百万円であります。(下記 6. 参照)</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国際金融等勘定 665 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 147,029 百万円及び海外経済協力勘定 90,596 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 92,620 百万円及び海外経済協力勘定 51,186 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 372,451 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分に</p>

第4期中間会計期間末 (平成14年9月30日)	第5期中間会計期間末 (平成15年9月30日)	第4期末 (平成15年3月31日)
<p>おける要注先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 553,829 百万円及び海外経済協力勘定 165,547 百万円であります。 なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6.国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。こうした支援の中で、債務国は、IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記1.から5.に掲げた債権額から除外しています。なお、本行の外国政府等に対する債権のうち、平成14年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 424,533 百万円、海外経済協力勘定 1,204,376 百万円となっています。</p> <p>一方、我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978年のUNCTAD(国連貿易開発会議)のTDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB無</p>	<p>産自己査定に基づく債務者区分における要注先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 669,771 百万円及び海外経済協力勘定 836,853 百万円であります。 なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6.国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は、IMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成15年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 466,232 百万円、海外経済協力勘定 1,225,426 百万円となっています。</p> <p>従来、かかる債権については、貸出条件緩和債権には含めておりませんでした。この取扱いは本行の公的債権者としての特性を反映させるために採用していたものですが、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当中間会計期間より、債務者区分が要注先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権につい</p>	<p>おける要注先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 612,767 百万円及び海外経済協力勘定 141,783 百万円であります。 なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6.国際収支状況の悪化等により、公的対外債務(債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務)の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議(パリクラブ)の場において債務繰延べ(リスケジュール)が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援(国際協調の枠組みの下での国際収支支援)が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF(国際通貨基金)との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記1.から5.に掲げた債権額から除外しています。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、平成14年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 363,922 百万円、海外経済協力勘定 1,203,975 百万円となっています。</p> <p>一方、我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978年のUNCTAD(国連貿易開発会議)のTDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB無</p>

第4期中間会計期間末 (平成14年9月30日)	第5期中間会計期間末 (平成15年9月30日)	第4期末 (平成15年3月31日)
<p>償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、本行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国のうち、平成8年6月のリヨン・サミット及び平成11年6月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいてはHIPCsイニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大HIPCsイニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCsイニシアティブ適格国向けODA債権にかかる公的債務削減について、平成11年4月28日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCs無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、本行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB無償およびHIPCs無償)に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB無償対象債権については、TDB無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCs無償対象債権のうち、拡大HIPCsイニシアティブの適用が確定した債権につ</p>	<p>ては、3ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定118,206百万円(うち繰延べ対象元本残高は75,874百万円)、海外経済協力勘定765,930百万円(うち繰延べ対象元本残高は554,030百万円)となっています。</p>	<p>償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国のうち、平成8年6月のリヨン・サミット及び平成11年6月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいてはHIPCsイニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大HIPCsイニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCsイニシアティブ適格国向けODA債権にかかる公的債務削減について、平成11年4月28日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCs無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成14年12月10日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB無償およびHIPCs無償)に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB無償対象債権については、TDB無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCs無償対象債権のうち、拡大HIPCsイニシアティブの適用が確定した債権につ</p>

第4期中間会計期間末 (平成14年9月30日)	第5期中間会計期間末 (平成15年9月30日)	第4期末 (平成15年3月31日)
<p>いては全額を償却するとともに、拡大 HIPC<sub>s</sub> イニシアティブの適用が確定していない債権については100%の個別引当を行っています。</p> <p>7 .担保に供している資産はありません。</p> <p>8 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は5,994,875百万円であります。</p> <p>9 .ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は268,558百万円、繰延ヘッジ利益の総額は285,451百万円であります。</p> <p>10 . 動産不動産の減価償却累計額 16,540百万円</p> <p>11 . 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第44条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定については積立金を積立てております。</p> <p>12 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第44条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として3,737百万円を計上しております。</p>	<p>7 . 同 左</p> <p>8 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は5,495,015百万円であります。</p> <p>9 .ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は160,084百万円、繰延ヘッジ利益の総額は328,710百万円であります。</p> <p>10 . 動産不動産の減価償却累計額 17,581百万円</p> <p>11 . 同 左</p> <p>12 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第44条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として6,734百万円を計上しております。</p>	<p>いては全額を償却するとともに、拡大 HIPC<sub>s</sub> イニシアティブの適用が確定していない債権については100%の個別引当を行っています。</p> <p>7 . 同 左</p> <p>8 .当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は5,907,279百万円であります。</p> <p>9 .ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は258,536百万円、繰延ヘッジ利益の総額は273,907百万円であります。</p> <p>10 . 動産不動産の減価償却累計額 17,127百万円</p> <p>11 . 同 左</p> <p>12 . 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第44条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として10,971百万円を計上しております。</p>

## (中間損益計算書関係)

第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)	第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)	第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)												
<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="239 369 566 448"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>682 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>103 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議)の TDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、本行に対する債務返済は確保されてきました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPCs イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPCs イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCs イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCs 無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、本行に対する債務返済は確保されてきました。</p>	建物・動産	682 百万円	その他	103 百万円	<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="694 369 1021 448"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>605 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>110 百万円</td> </tr> </table>	建物・動産	605 百万円	その他	110 百万円	<p>1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="1149 369 1476 448"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>1,383 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>210 百万円</td> </tr> </table> <p>2 .我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議)の TDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、当行に対する債務返済は確保されてきました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPCs イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPCs イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCs イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCs 無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていまし</p>	建物・動産	1,383 百万円	その他	210 百万円
建物・動産	682 百万円													
その他	103 百万円													
建物・動産	605 百万円													
その他	110 百万円													
建物・動産	1,383 百万円													
その他	210 百万円													

<p>第 4 期中間会計期間 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 5 期中間会計期間 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 4 期 (自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日)</p>
<p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPC<sub>s</sub> 無償)に代えて、本行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPC<sub>s</sub> 無償対象債権のうち、拡大 HIPC<sub>s</sub> イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPC<sub>s</sub> イニシアティブの適用が確定していない債権については 100% の個別引当を行い、これらにかかる損失を特別損失(円借款関連損失)として計上しています。</p> <hr/>	<p>3. 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直し」による影響から円借款関連損失(特別損失)を計上しており、日本政府からは当行の財務の健全性を維持するため引き続き遺漏なきを期したいとの方針が表明されています。この方針の下、今中間会計期間に、円借款関連損失に対応して、政府一般会計より 15,000 百万円の交付金が交付されており、これを特別利益(政府交付金収入)に計上しております。</p>	<p>た。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPC<sub>s</sub> 無償)に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPC<sub>s</sub> 無償対象債権のうち、拡大 HIPC<sub>s</sub> イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPC<sub>s</sub> イニシアティブの適用が確定していない債権については 100% の個別引当を行い、これらにかかる損失を特別損失(円借款関連損失)として計上しています。</p> <hr/>

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成14年9月30日現在	平成15年9月30日現在	平成15年3月31日現在
現金預け金勘定 824,635 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 <u>796,422 百万円</u>	現金預け金勘定 591,804 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 <u>482,647 百万円</u>	現金預け金勘定 288,284 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 譲渡性預け金 <u>170,614 百万円</u>
現金及び現金同等物 <u>28,213 百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>109,157 百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>117,669 百万円</u>

## (リース取引関係)

第4期中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	第5期中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	第4期 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  該当ありません。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  該当ありません。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  該当ありません。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料
1年内 14 百万円 <u>1年超 4 百万円</u>	1年内 2 百万円 <u>1年超 0 百万円</u>	1年内 9 百万円 <u>1年超 2 百万円</u>
合計 18 百万円	合計 3 百万円	合計 11 百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成14年9月30日現在)  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの (平成14年9月30日現在)  
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額 (平成14年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券 非上場外国債券	-
その他有価証券	122,748
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	119,134
非上場外国株式	2,968
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	645

当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成15年9月30日現在)  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの (平成15年9月30日現在)  
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成15年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券 非上場外国債券	-
その他有価証券	122,852
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	118,848
非上場外国株式	3,383
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	620

前会計年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	122,912
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	119,084
非上場外国株式	3,184
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	642

（金銭の信託関係）

前中間会計期間末（平成14年9月30日現在）  
該当ありません。

当中間会計期間末（平成15年9月30日現在）  
該当ありません。

前会計年度末（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

前中間会計期間末（平成14年9月30日現在）  
該当ありません。

当中間会計期間末（平成15年9月30日現在）  
該当ありません。

前会計年度末（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	-	-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2.の取引は、上記記載から除いております。  
2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。  
期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

種類	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	4,669,319	23,001	-

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間損益計算書に計上しているものは、上記記載から除いております。引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等
取引所	通貨先物	-
店頭	為替予約 通貨オプション	-

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)  
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成14年9月30日現在)  
該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成14年9月30日現在)  
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年9月30日現在)  
該当ありません。

当中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。  
2. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

前会計年度末

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
店 頭	通貨スワップ	-	-	-

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2.の取引は、上記記載から除いております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。  
期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

種 類	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	4,536,027	118,779	-

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、会計期間末に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しているものは、上記記載から除いております。引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等
取引所	通貨先物	-
店 頭	為替予約 通貨オプション	-

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) その他

該当ありません。